

公 示

自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則

制定 令和3年9月16日 九運鹿分公第9号

自家用自動車の有償貸渡しの許可申請についての取扱いは、令和3年9月16日付公示「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準について」によるほか、下記のとおり定めたので公示する。

令和3年9月16日

九州運輸局鹿児島運輸支局長 中原 禎弘

記

1. 許可申請

(1) 申請書の記載事項

申請様式例によるものとする。

(2) 添付書類

- ① 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
- ② 会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿とする。）
- ③ 申請者（法人にあっては役員、新法人にあっては発起人とする。）の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（様式例1）
- ④ 事務所別車種別配置車両数一覧表（様式例2）
- ⑤ 以下に定める事項を記載した貸渡しの実施計画（様式例3）
  - ア 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
    - 1) 事務所ごとに配置する責任者
    - 2) 従業員への指導・研修の計画等
  - イ 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法
  - ウ その他貸渡しの適正化を図るための計画
    - 1) 保険の加入状況・加入計画
    - 2) 整備管理者（整備責任者）の配置計画 等

- ⑥ レンタカー型カーシェアリング（会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、（２）①～⑤以外に次に掲げる書類を添付するものとする。
- ア 当該貸渡自動車の車名及び型式
  - イ アの自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
  - ウ イの保管場所を管理する事務所の所在地
  - エ ＩＴ等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
  - オ 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
  - カ 会員規約又は契約書
- キ 環境に配慮した車両を使用して行おうとする場合、対象となる貸渡自動車は以下のとおりとする。
- １）想定される車両
    - ・天然ガス自動車（ＣＮＧ自動車）
    - ・電気自動車
    - ・ハイブリッド車
    - ・メタノール自動車
    - ・低燃費かつ低排出認定車
    - ・アイドリング・ストップ車
  - ２）１）に例示する車両を使用しない場合においては、アイドリング・ストップの励行等エコドライブについて会員に研修・啓蒙を行う実施計画。
- ⑦ 申請者（法人にあっては役員、新法人にあっては発起人とする。）が、レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）を実施する場合、レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書（様式例５）

## 2. 変更届出

### (1) 変更届の記載事項

届出様式例1によるものとする。

### (2) 事前届出

以下の表の左欄に掲げる事項について変更したときは、右欄に掲げる書類を添えて※<sup>1</sup> あらかじめ届け出るものとする。

届出事項	添付書類
自家用マイクロバスの増車	・ 事務所別車種別配置車両数新旧対照表 （様式例6） ・ 許可書の写し （他支局における許可事業者に限る） ・ 直近2年間の自家用マイクロバスの貸渡簿の写し※ <sup>2</sup>
自家用マイクロバスへの代替 （配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合）	・ 事務所別車種別配置車両数新旧対照表 （様式例6） ・ 許可書の写し （他支局における許可事業者に限る）
事務所の名称及び所在地	・ 許可書の写し （他支局における許可事業者に限る）
レンタカー型カーシェアリングの 実施・廃止	・ 1.（2）⑥ア～オ及びキを記載した書面 （様式例4）（実施の届出に限る）
レンタカー型カーシェアリング （ワンウェイ方式）の実施・廃止	・ レンタカー型カーシェアリング （ワンウェイ方式）の実施に係る確約書 （様式例5）（実施の届出に限る）
レンタカー型カーシェアリング （ワンウェイ方式）の移行・中止	・ 事務所別車種別配置車両数新旧対照表 （様式例6）

※1 自家用マイクロバスの増車又は自家用マイクロバスへの代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合）にあつては、その7日前までに、車両毎に当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。

※2 自家用マイクロバスの貸渡しに係る届出の提出先である運輸支局に対して、直近2年間に自家用マイクロバスの貸渡しに係る届出を行っている事業者において、直近2年間の届出の際に添付された自家用マイクロバスの貸渡簿の期間と今回の届出に必要な自家用マイクロバスの貸渡簿の期間が重複する場合にあつては、当該重複する期間に係る自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの添付又は提示を省略することができる。

### (3) 事後届出

以下の表の左欄に掲げる事項について変更したときは、右欄に掲げる書類を添えて遅滞なく届け出るものとする。

届出事項	添付書類
貸渡人の氏名又は名称及び住所	無し
法人の役員	様式例1 (欠格事由に該当しない旨の宣誓書)
貸渡料金及び貸渡約款	変更後の貸渡料金表及び変更後の貸渡約款
貸渡しの廃止	無し

### 3. 廃止届

廃止届出の記載事項は、届出様式例2によるものとする。

### 附 則

1. 本細則は、令和3年10月1日以降の申請より適用する。

令和 年 月 日

九州運輸局鹿児島運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名

## 自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第80条第1項及び同法施行規則第52条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

### 記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

2. 貸渡人の事務所の名称及び所在地

事務所の名称	所在地

3. 貸渡の実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

4. 貸渡しを必要とする理由

## 添付書類

1. 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
2. 会社登記簿謄本（個人にあつては住民票、新法人にあつては発起人名簿）
3. 宣誓書（欠格事項）
4. 事務所別車種別配置車両数一覧表
5. 貸渡しの実施計画

### 〔レンタカー型カーシェアリング〕

#### 上記1. ～5. の他

6. カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
7. 6.の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
8. 7.の保管場所を管理する事務所の所在地
9. IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
10. 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
11. 会員規約又は契約書
12. 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号）2.（5）②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画
13. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書（レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）を実施する場合に限る。）

九州運輸局鹿児島運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和 年 月 日

氏 名





## 貸渡しの実施計画

## (1) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画

## ① 事務所ごとに配置する責任者

事務所名	役 職	氏 名

## ② 従業員への指導・研修の計画等

- ・ 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
- ・ 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

## (2) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

## (3) その他貸渡しの適正化を図るための計画

## ① 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

保険内訳	補 償 金 額	保 険 会 社 名
対人保険	万円	
対物保険	万円 (免責額 万円)	
搭乗者保険	万円	

## ② 整備管理者(整備責任者)の配置計画 等

事務所名	氏 名	資格の有無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式

車 名	型 式	配置事務所

自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図

事務所名	
保管場所所在地	
配置図	

保管場所を管理する事務所の所在地

事務所名	
管理事務所所在地	

IT等の活用により行う車両の貸渡状況、整備状況等車両の状況の把握方法

車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法

「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号）2.（5）②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画

九州運輸局鹿児島運輸支局長 殿

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る  
確 約 書

私（当社）は、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て（ワンウェイ）方式により行うにあたり、貸渡自動車の配置事務所を

- ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第3号に定める「保管場所」として確保するとともに、
- ・ 道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約します。

令和 年 月 日

住 所  
氏名又は名称

令和 年 月 日

九州運輸局鹿児島運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名

### 自家用自動車有償貸渡しに係る届出書

自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更 する  
した のでお届けします。

記

#### 1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

#### 2. 変更事項 (該当番号を○印すること。)

1. 貸渡人の氏名又は名称	2. 貸渡人の住所	3. 法人の役員	4. 事務所の名称	5. 事務所の所在地
6. 事務所の新設・廃止	7. 貸渡料金	8. 貸渡約款	9. 自家用マイクロバスの増車	
10. 自家用マイクロバスの代替 (配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの)				
11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止 (レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)				
12. レンタカー型カーシェアリング (ワンウェイ方式) の実施・廃止 (ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)				
13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止				

※ 自家用マイクロバスの増車又は代替 (配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの) 届出及びレンタカー型カーシェアリング (ワンウェイ方式) に使用する車両については、「5. 確認事項」について記載のこと。

#### 3. 変更事項の新旧 (新設・役員増員・増車は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。)

番号	新	旧

#### 4. 変更年月日

令和 年 月 日

## 5. 確認事項

- ・他車種におけるレンタカー事業当初開始年月日（令和 年 月 日）  
※ 新たに自家用マイクロバスを導入する場合

- ・理由  
自家用マイクロバスを導入する理由

レンタカー型カーシェアリングを実施又は廃止する理由

配置車両のワンウェイ方式を中止する理由（該当するものに○）

- ・ラウンドトリップ方式のレンタカー型カーシェアリング車両として使用するため
- ・一般のレンタカー車両として使用するため
- ・その他（ )

## 添付書類

1. 貸渡人の氏名または名称(添付書類なし)
2. 貸渡人の住所(添付書類なし)
3. 法人の役員：欠格事由に該当しない旨の宣誓書
4. 貸渡人の事務所の名称：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
5. 貸渡人の事務所の所在地：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
6. 事務所の新設・廃止：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
7. 貸渡料金：変更後の貸渡料金
8. 貸渡約款：変更後の貸渡約款
9. 自家用マイクロバスの増車：
  - ① 事務所別車種別配置車両数新旧対照表
  - ② 許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
  - ③ 直近2年間の自家用マイクロバスの貸渡簿の写し
10. 自家用マイクロバスの代替（事務所別車種別配置車両数の変更を伴うもの）：
  - ① 事務所別車種別配置車両数新旧対照表
  - ② 許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止：
  - ①カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
  - ②①の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
  - ③②の保管場所を管理する事務所の所在地
  - ④IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
  - ⑤車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
  - ⑥会員規約又は契約書

⑦「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号）2. (5)②に規定する場合の  
アイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画

12. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止：

①レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ）の実施に係る確約書

13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止

①事務所別車種別配置車両数一覧表

事務所別車種別配置車両数一覧表

【新】

事務所名	所在地	配 置 車 両 数					
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計
合 計							

※下段は軽自動車数を記載  
 ※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

【旧】

事務所名	所在地	配 置 車 両 数					
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計
合 計							

※下段は軽自動車数を記載  
 ※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。



令和 年 月 日

九州運輸局鹿児島運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名

## 自家用自動車有償貸渡しの廃止届

自家用自動車有償貸渡しを廃止したので、お届けいたします。

### 記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

2. 廃止年月日

令和 年 月 日

3. 有償貸渡しを廃止した理由